

青森県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定に係る
関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取に関する公示

青森地方労働審議会一般公示第1号

青森県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について調査審議を行うに当たり、家内労働法(昭和45年法律第60号)第11条第1項の規定に基づき、意見を聴取するので、青森県の区域内の関係家内労働者及びこれに委託をする委託者であつて意見を述べようとする者は、その意見を別紙様式により令和7年12月19日までに、青森地方労働審議会(青森市新町2丁目4番25号、青森労働局労働基準部賃金室内)あて提出されたい。

令和7年12月5日

青森地方労働審議会
会長 相木 麻季

別紙

意 見 書

令和 7 年 12 月 5 日貴会が家内労働法第 11 条第 1 項の規定に基づき公示した青森県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について、下記のとおり意見を提出する。

記

令和 年 月 日

提出者

住 所

氏 名

職 業

青森地方労働審議会

会長 相木 麻季 殿